

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年奈良市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

給 料 表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	

再任用 職 員 以外の 職 員	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600			
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200			
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000			
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800			
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600			
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200			
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200				
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900				
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600				
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					

	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
	86	239,700	294,800	343,200	383,900						
	87	240,400	295,100	343,700	384,500						
	88	241,100	295,500	344,200	385,100						
	89	241,900	295,800	344,600	385,800						
	90	242,400	296,200	345,100	386,400						
	91	242,900	296,600	345,600	387,000						
	92	243,400	297,000	346,100	387,600						
	93	243,700	297,100	346,300	388,300						
	94		297,500	346,800							
	95		297,900	347,300							
	96		298,300	347,800							
	97		298,500	347,900							
	98		298,900	348,400							
	99		299,300	348,900							
	100		299,700	349,400							
	101		299,900	349,700							
	102		300,300	350,100							
	103		300,700	350,500							
	104		301,100	350,900							
	105		301,300	351,400							
	106		301,600	351,800							
	107		302,000	352,200							
	108		302,400	352,600							
	109		302,600	353,100							
	110		303,000	353,500							
	111		303,400	353,900							
	112		303,700	354,200							
	113		303,800	354,700							
	114		304,200								
	115		304,600								
	116		305,000								
	117		305,200								
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,800								
	123		307,100								
	124		307,400								
	125		307,800								
再任用 職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年奈良市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(参考)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

別表（第5条関係）

職員の 区分	職務 の級	給 料 表									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		

再任用 職 員 以外の 職 員	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200			
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000			
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800			
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400			
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000				
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700				
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400				
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900				
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500				
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200				
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900				
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400				
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100				
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800				
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500				
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000				
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
	86	239,700	295,700	344,500	385,700						
	87	240,400	296,100	345,000	386,300						
	88	241,100	296,500	345,500	386,900						
	89	241,900	296,800	345,900	387,600						
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						

91	242,900	297,600	346,900	388,800					
92	243,400	298,000	347,400	389,400					
93	243,700	298,200	347,700	390,100					
94		298,600	348,200						
95		299,000	348,700						
96		299,400	349,200						
97		299,600	349,500						
98		300,000	350,000						
99		300,400	350,500						
100		300,800	351,000						
101		301,000	351,300						
102		301,400	351,700						
103		301,800	352,100						
104		302,200	352,500						
105		302,400	353,000						
106		302,800	353,400						
107		303,200	353,800						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200	355,100						
111		304,600	355,500						
112		305,000	355,900						
113		305,200	356,400						
114		305,600							
115		306,000							
116		306,400							
117		306,600							
118		306,900							
119		307,200							
120		307,500							
121		307,900							
122		308,200							
123		308,500							

	124		308,800								
	125		309,200								
再任用 職 員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）（抄）

附 則

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年奈良市条例第49号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において当該給料月額に次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正条例附則第8項に掲げる職員であつた者（次号において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.83

奈良マーチャントシードセンター条例の廃止について

奈良マーチャントシードセンター条例を次のように廃止しようとする。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良マーチャントシードセンター条例を廃止する条例

奈良マーチャントシードセンター条例（平成 3 年奈良市条例第 1 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

奈良マーチャントシードセンター条例（抄）

(目的及び設置)

第1条 本市における商業の近代化と地域経済の活性化を図るため、マーチャントシードセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良マーチャントシードセンター	奈良市橋本町3番地の1

(事業)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 商業者に対する情報化推進のための指導及び助言
- (2) 商業者に対する経営に関する研修会、講習会等の開催
- (3) 商業者に対する経営に関する各種相談並びに情報の収集及び提供
- (4) 展示、催物、研修、会議等のための必要な便宜の提供
- (5) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

(開館時間)

第3条の3 センターの開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、別表に

掲げる施設の使用については、午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12月26日から翌年1月5日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(使用承認)

第4条 別表に掲げる施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正手段により承認を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、その使用に係る施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をした場合は、センターの使用が終ったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第13条 センターを使用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第14条 センターを使用する者は、センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

別表（第3条の3、第4条、第7条関係）

1 施設及びその使用料

区 分			午 前	午 後	夜 間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全 日
			10：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 22：00	10：00 ～ 17：00	13：00 ～ 22：00	10：00 ～ 22：00
研 修 室	入場料等を徴収しない場合		円 3,600	円 4,800	円 4,800	円 8,400	円 9,600	円 11,800
	入場料等を徴収する場合		7,200	9,600	9,600	16,800	19,200	23,600
パソコン 研 修 室	独 占 使 用	入場料等を徴収しない場合	3,600	4,800	4,800	8,400	9,600	11,800
		入場料等を徴収する場合	7,200	9,600	9,600	16,800	19,200	23,600
	個人使用（1人当たり）		600	600	600	1,200	1,200	1,600
会 議 室	入場料等を徴収しない場合		2,400	3,600	3,600	6,000	7,200	8,600
	入場料等を徴収する場合		4,800	7,200	7,200	12,000	14,400	17,200
ふれあい 工 房	入場料等 を徴収し ない場合	平 日	3,600	4,800	4,800	8,400	9,600	11,800
		土・日・ 祝日	4,300	5,700	5,700	10,000	11,400	14,100
	入場料等 を徴収す る場合	平 日	7,200	9,600	9,600	16,800	19,200	23,600
		土・日・ 祝日	8,600	11,400	11,400	20,000	22,800	28,200
コミ ュニ	独 占 使 用	入場料等 を徴収し ない場合	平 日	4,300	5,700	5,700	10,000	11,400
		土・日・ 祝日	5,100	6,800	6,800	11,900	13,600	16,800
		入場料等 を徴収す る場合	平 日	8,600	11,400	11,400	20,000	22,800
		土・日・	10,200	13,600	13,600	23,800	27,200	33,600

ケー		る場合	祝日						
ショ	部 分 使 用	床面積の2分の1以上の部分を使用する場合	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の全額に相当する額						
ンプ		床面積の3分の1以上2分の1未満の部分を使用する場合	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
ラザ		床面積の3分の1未満の部分を使用する場合	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額						
備考									
1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 500 円を超える入場料を徴収する場合 (2) 会費又は協力金を徴収する場合 (3) 会員制度により会員を招待する場合 (4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合 (5) その他これらに準ずる場合									
2 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。									
3 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。									
4 ふれあい工房又はコミュニケーションプラザを準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、規定の使用料の100 分の50 に相当する額とする。									
5 ふれあい工房又はコミュニケーションプラザを展示販売その他営利を目的として使用する場合の使用料は、規定の使用料の100 分の200 に相当する額とする。									
6 コミュニケーションプラザを部分使用する場合の使用料に10 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。									
7 使用者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）が本市外である場合の使用料は、規定の使用料の100 分の150 に相当する額とする。									

2 附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 23 年 12 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号イ中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

第 13 条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。

第 14 条第 1 項中「、市内に住所を有し」及び「、かつ、入居決定者と同等以上の収入のある」を削り、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。

第 23 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 13 条の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

2 奈良市改良住宅条例（昭和 47 年奈良市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 23 条第 2 項」を「第 23 条第 3 項」に改める。

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

3 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第23条第2項」を「第23条第3項」に改める。

(参考)

奈良市営住宅条例（抄）

(入居者資格等)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項、第4項、第22条第1項、第38条第1項及び第38条の2第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる程度であるもの

(請書の提出)

第13条 入居決定者は、指定入居日までに連帯保証人1人を定め、その者と連署した規則で定める請書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第14条 前条の連帯保証人は、市内に住所を有し、独立の生計を営む、かつ、入居決定者と同等以上の収入のある者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

2 前条の連帯保証人を変更しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第23条 (入居の承継)

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

奈良市改良住宅条例（抄）

（準用等）

第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条及び第4項に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第25条まで、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項、第23条第2項、第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）及び第38条の2の規定は、法第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱」第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなった場合に限る。

奈良市コミュニティ住宅条例（抄）

（準用等）

第6条 コミュニティ住宅及び共同施設の管理については、前各条及び第4項に定めるもののほか、コミュニティ住宅を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、共同施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第25条まで、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第22条第2項、第23条第2項、第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）及び第38条の2の規定は、第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。

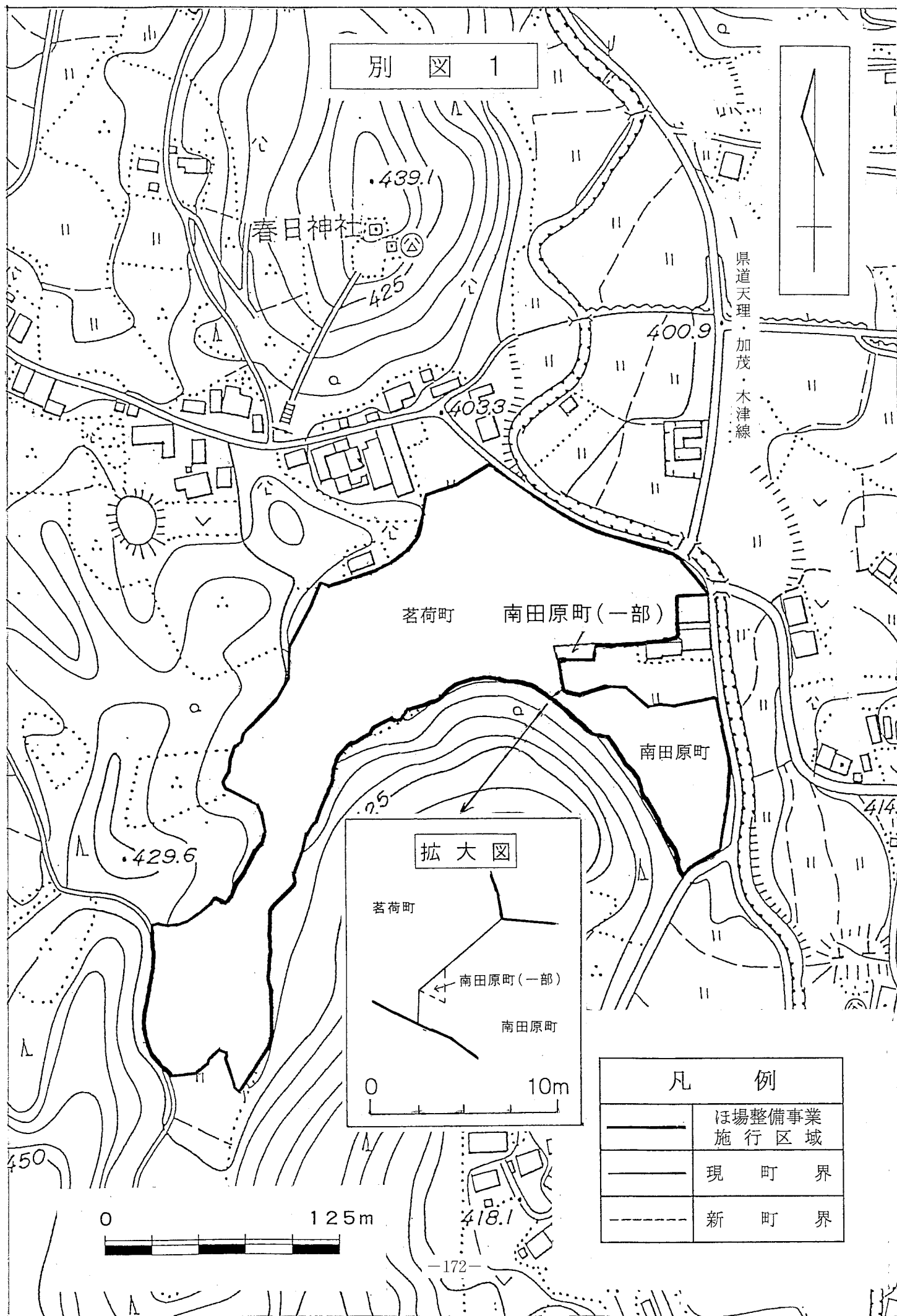
町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、県営は場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する、同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

平成 23 年 12 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

別 図 1



茗荷町

南田原町(一部)

南田原町

拡大図

茗荷町

南田原町(一部)

南田原町

0

10m

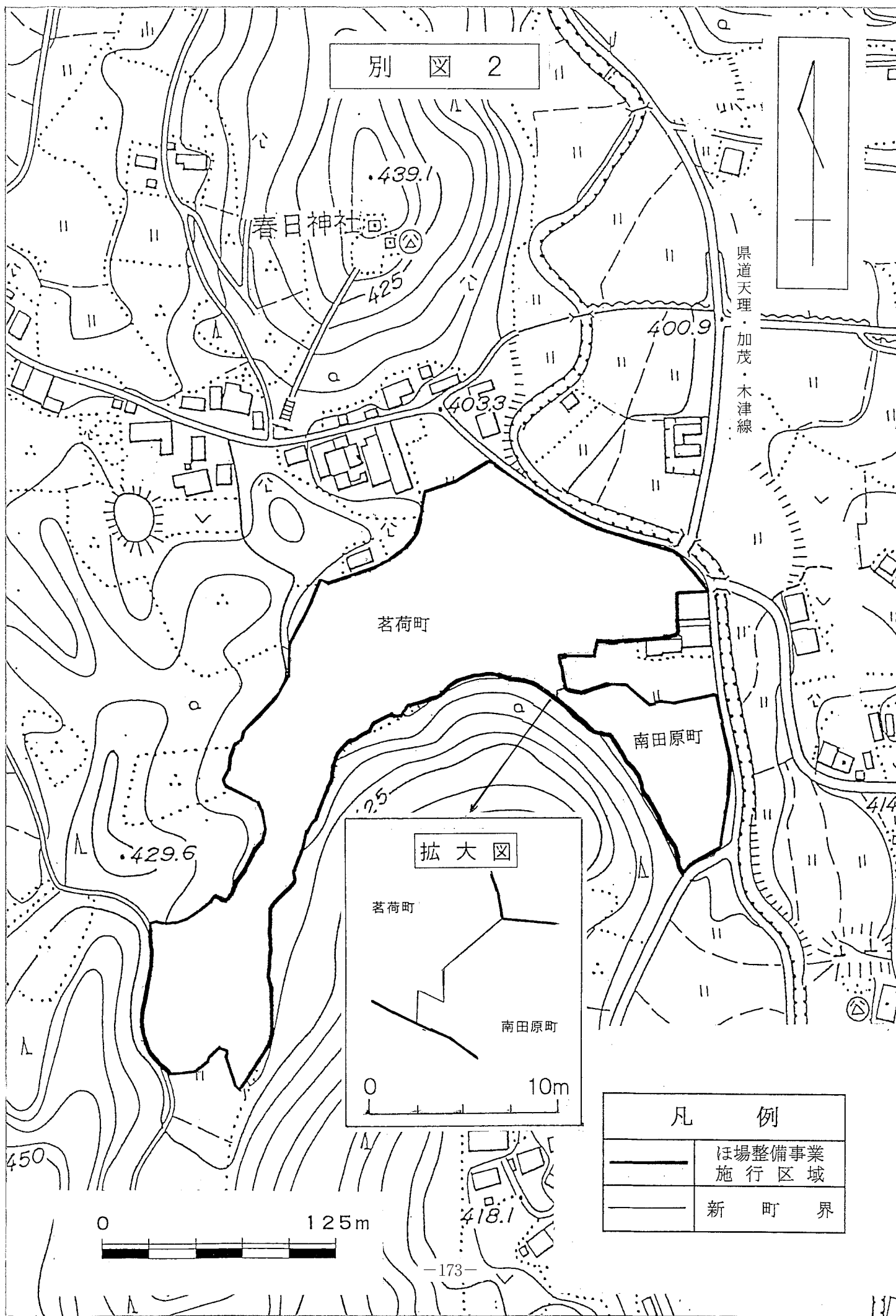
0

125m

凡 例

	ほ場整備事業 施行区域
	現 町 界
	新 町 界

別 図 2

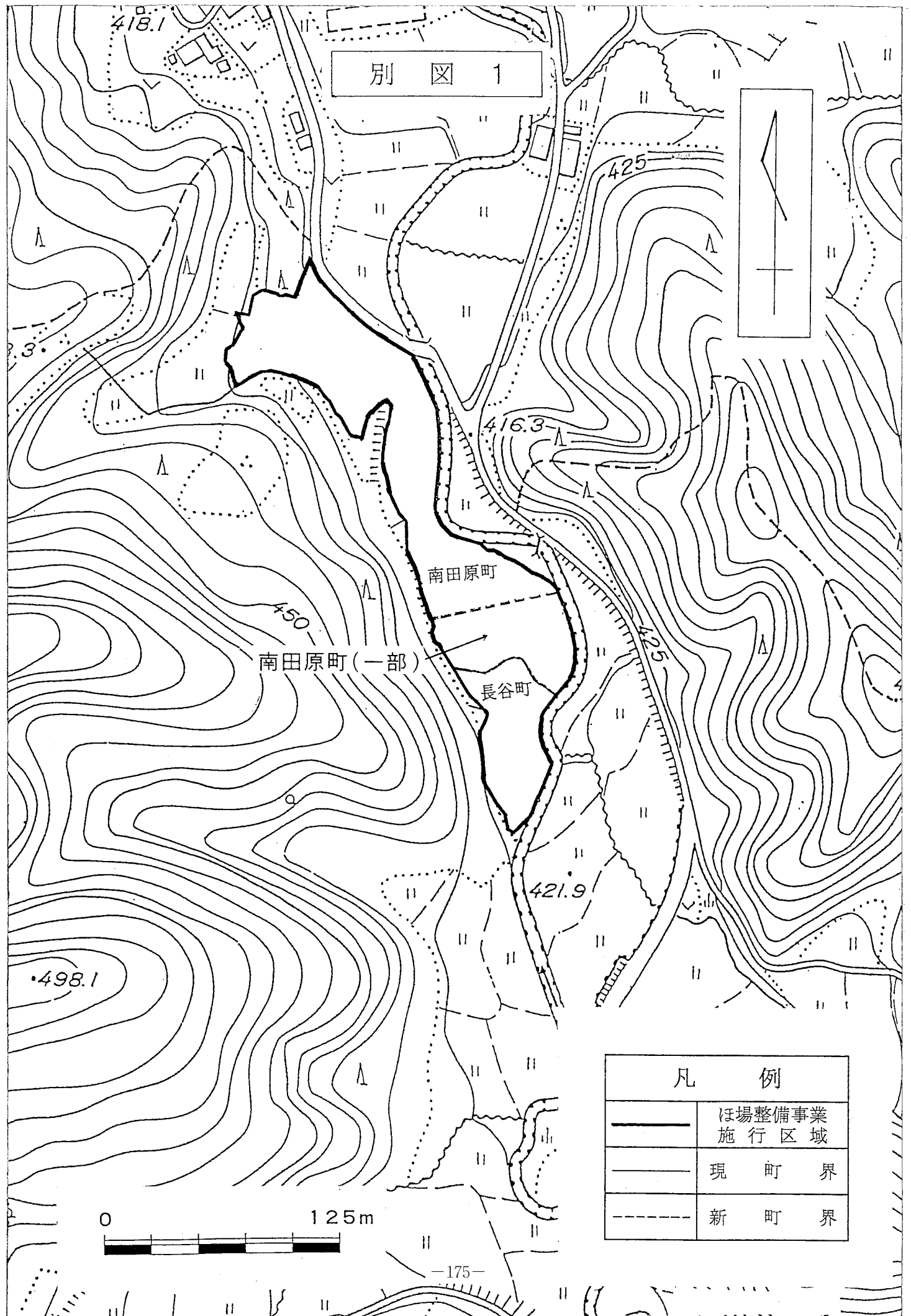


町の区域の変更について

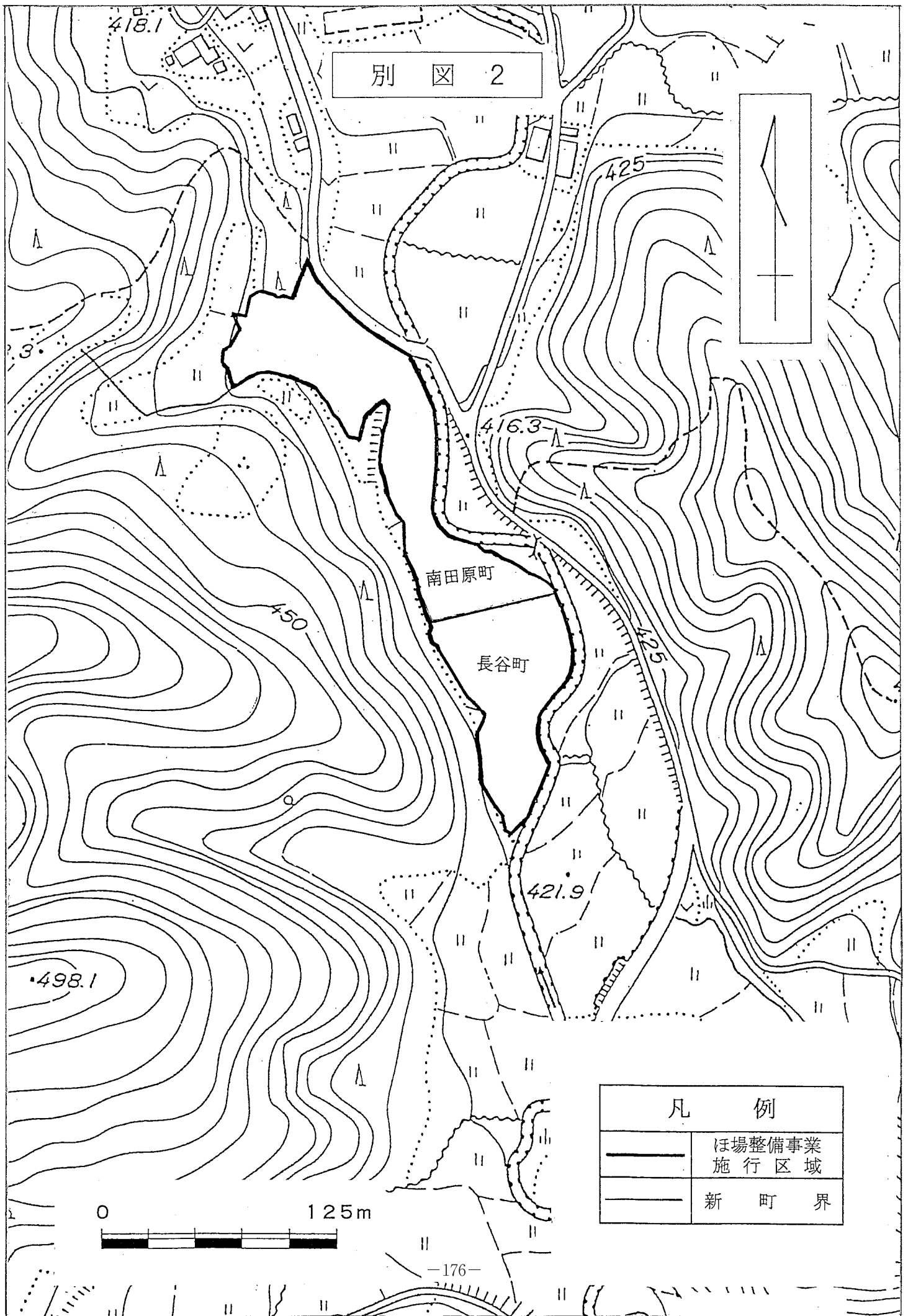
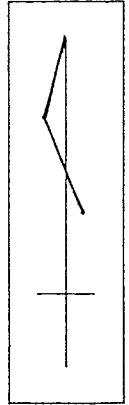
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する、同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

平成 23 年 12 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸



別 図 2



凡 例	
	ほ場整備事業 施行 区 域
	新 町 界